平成２６年（再イ）第２３号
北九州市小倉北区昭和町19番10―312号
再生債務者　末吉　智弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月３日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（再イ）第１２号
秋田市泉馬場９番47号　ハイツ利木202
再生債務者　齊藤千鶴子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月４日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第３８号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井851番地19
再生債務者　細江　一朗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月３日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第２号
長野県千曲市大字新田269番地２
再生債務者　夛田　幸弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月４日　長野地方裁判所上田支部

平成２６年（再イ）第５０号
神戸市兵庫区三川口町３丁目４番８―801号
再生債務者　長田　宏人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月３日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第１０５号
札幌市北区新川４条２丁目２番７号
再生債務者　東田　　基
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月３日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第３５号
埼玉県川口市末広３丁目14番19号サイプレス103号
再生債務者　遠藤　　健
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月４日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第９０号
横浜市保土ケ谷区川辺町２番地２　パイロットハウス星川Ｂ―613号
再生債務者　片本　大輔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月４日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第１１０号
京都市伏見区久我石原町３番地408
再生債務者　クボヤマ左官こと　窪山　亮介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月４日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２６年（再イ）第１７８号
大阪市平野区喜連東５丁目４番５―203号
再生債務者　岡本　一巳（旧姓德田）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第９２号
北海道江別市豊幌花園町22番地の11
再生債務者　松橋　憲治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月４日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第１０号
東京都世田谷区船橋７丁目８番２―1006号、開始決定時の住所千葉県印西市戸神台２丁目１番地１棟307号
再生債務者　白石　　淳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月４日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（再イ）第５号
長野県上田市下之条23番地７
再生債務者　北原　尚樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月４日　長野地方裁判所上田支部

地方競馬全国協会平成25事業年度決算等に関する公告

平成 26 年９月 18 日

東京都港区麻布台２丁目２番１号
地方競馬全国協会
理事長　浮田　秀則

1　平成25事業年度の貸借対照表及び損益計算書の要旨

貸借対照表の要旨

（平成26年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,938	流動負債	3,658
現金・預金	3,180	固定負債	3,076
その他	5,758	利益剰余金	7,101
固定資産	4,897	積立金	7,162
有形固定資産	2,015	当期損失金	△ 61
無形固定資産	232		
投資その他の資産	2,650		
合計	13,835	合計	13,835

(注)１．有形固定資産の減価償却方法は、定額法による。
２．有形固定資産の減価償却累計額は、3,954百万円である。